

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保 【スキーム】 虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）	【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 【スキーム】 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 【スキーム】 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

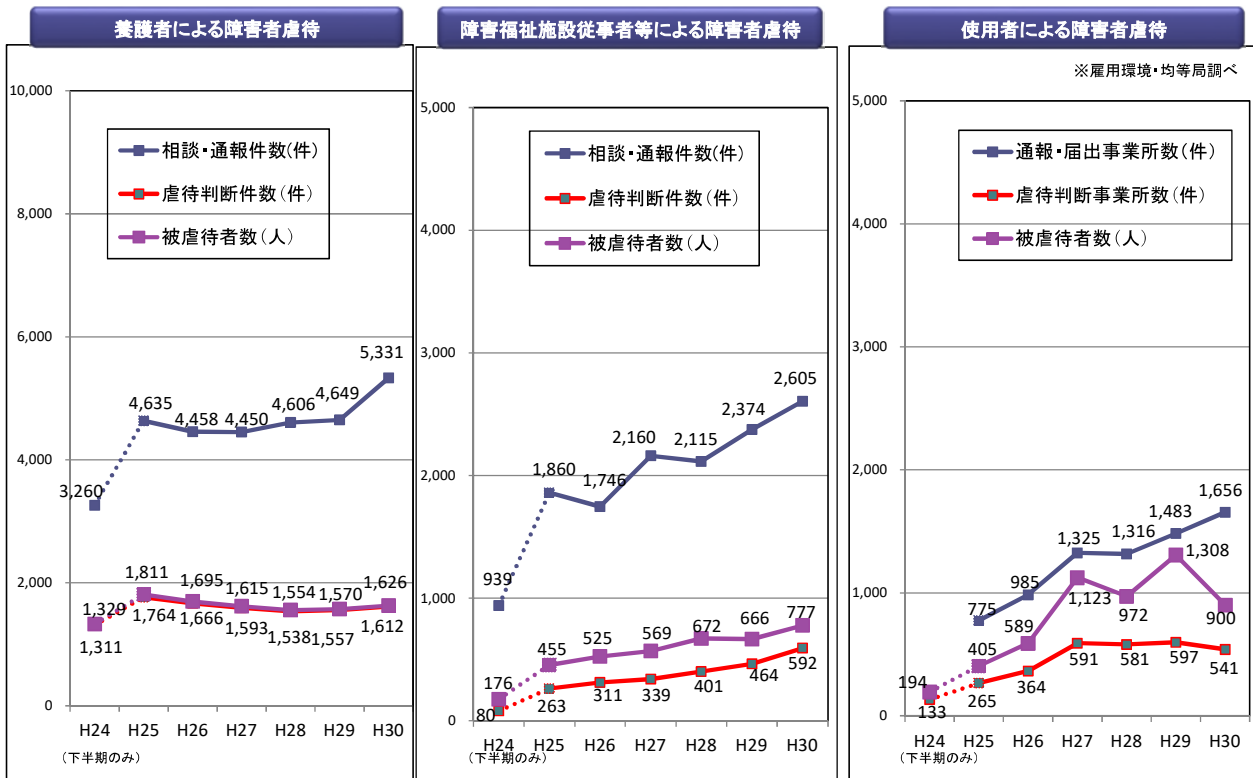
その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用。

障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）経年比較

注：平成24年度のデータは下半期のみであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。



障害者虐待防止対策関係予算額

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度予算：6.1億円
令和元年度予算：6.1億円
平成30年度予算：4.9億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和2年度予算：11,794千円（①3,434千円、②8,360千円）

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事例の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するか」についての選択の機会が確保される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

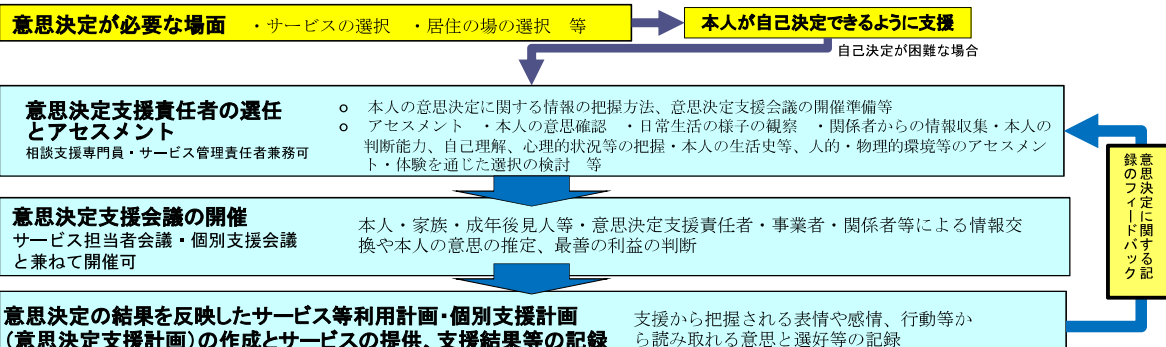
《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

- (1) 本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面
① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）
- (3) 人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



VI 就労支援について

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約964万人中、18歳～64歳の在宅者数約377万人
 (内訳:身体101.3万人、知的58.0万人、精神217.2万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約32.3% 就労系障害福祉サービスの利用が約30.2%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、平成30年度は約2.0万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.4万人
 - ・就労継続支援A型 約 7.0万人
 - ・就労継続支援B型 約26.0万人
- (平成31年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0倍
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍

企業等

雇用者数
約56.1万人
(令和元年6月1日)
*45.5人以上企業

ハローワークからの
紹介就職件数
102,318件
※A型:19,502件
(平成30年度)

12,847人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,565人)

就職

703人/年

特別支援学校

卒業生21,764人(平成31年3月卒)

就職 7,019人/年

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

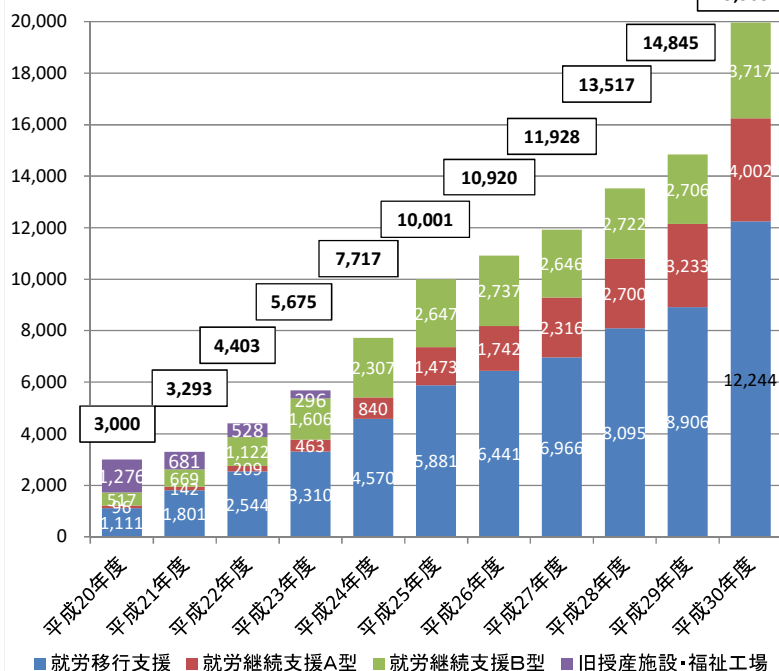
	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められなかった場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般企業へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	502～1,094単位/日 <定員20人以下の場合> ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	324～618単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	565～649単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1,045～3,215単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬
事業所数	3,105事業所 (国保連データ令和2年1月)	3,824事業所 (国保連データ令和2年1月)	13,017事業所 (国保連データ令和2年1月)	1,197事業所 (国保連データ令和2年1月)
利用者数	33,514人 (国保連データ令和2年1月)	71,675人 (国保連データ令和2年1月)	268,371人 (国保連データ令和2年1月)	10,653人 (国保連データ令和2年1月)

新バージョン

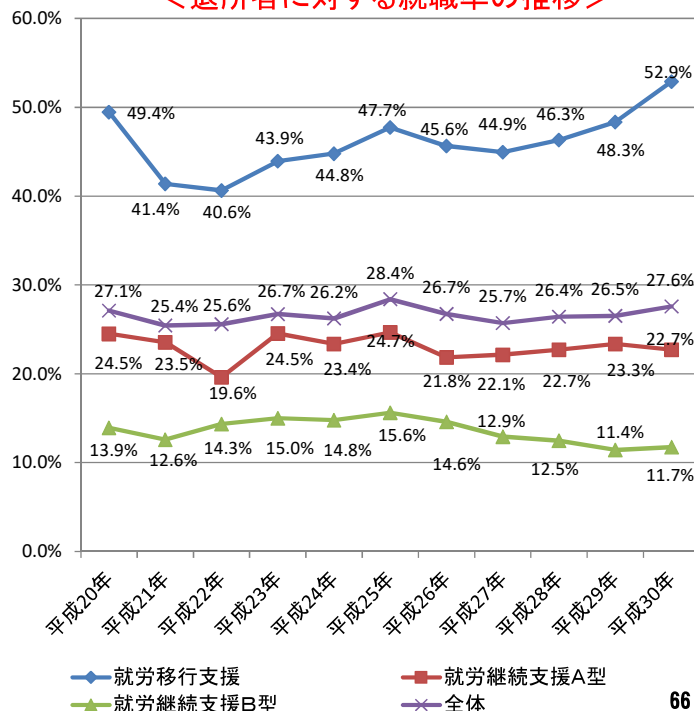
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成30年度では約2万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

<一般就労への移行者数の推移>



<退所者に対する就職率の推移>

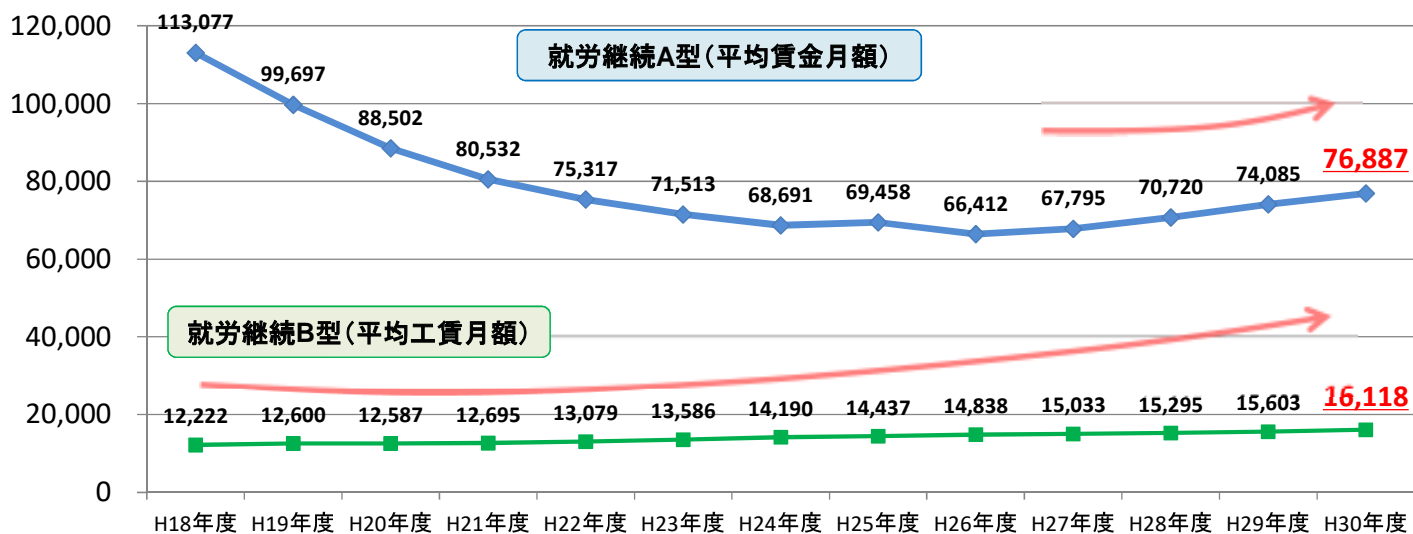


【出典】社会福祉施設等調査

就労継続支援事業所における平均賃金・平均工賃月額の推移

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、**近年は増加傾向**。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、**平成20年度以降、毎年増加**(H18→H30 31.9%増)。

令和元年11月25日現在



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金
平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

67

就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組

就労継続支援B型事業所において、工賃向上の取組が進まない事業所が見られる

就労継続支援事業所において工賃倍増、生産活動収入が増加したなど、実際に**工賃の倍増等につながった実事例**を収集、整理し、**好事例集を作成、周知した**。(2019年)

(平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究」)



【事例】社会福祉法人身障者ポニーの会 ポニーの家 多機能

平均工賃 4,495 円(H26) → 5,927 円(H27) → **17,000 円(H30 見UP)**

【以前の状況】

多機能型で利用者のニーズが多様

B型事業所において余暇活動の時間が多くあり、働く時間の確保が難しい

【対内的な取組】

利用者、保護者への説明会、個別面談によるニーズ聞き取り

生産活動の絞り込み・原価低減

【対外的な取組】

価格改定(価格アップ)

新しい商品ブランドを作る

B型定員	10名
主たる障害種別	知的障害
作業内容	パン製造、クッキー製造、農業、請負、手芸品

【成果】

職員の意識改革

販路の拡大

利用者の成長(通所安定)

収入増・工賃アップ

【出典】「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」
(平成30年度厚生労働省委託事業(就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究))

68

工賃向上計画支援等事業の概要

令和元年度予算額 560,363千円	→	令和2年度予算 598,138千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +37,775千円
-----------------------	---	--------------------------------------	---------------------

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

事業の実施主体

○都道府県(基本事業及び特別事業) ※(1)②については社会福祉法人等に補助して行うことも可能

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

4.販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

②在宅就業マッチング支援等事業 **見直し**

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援 ※特別事業からの変更(事業内容見直し)

③共同受注窓口の機能強化事業 **見直し**

- 全都道府県における障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行うための関係者の連絡調整等(都道府県内行政機関は全て参画すること)を実施することにより、都道府県単位の共同受注窓口の強化を行う。併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。

(2)特別事業(補助率:10/10)

①農福連携による就農促進プロジェクト **拡充**

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

69

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の概要

平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立)

1. 目的(第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進(第3条~第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表(厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表(都道府県の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供しよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

70

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成30年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

○ 調達実績は、全体の合計額について、法施行後、5年連続で増加。

(令和元年10月24日現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	5,876	8.56億円	6,069	8.85億円	193	+0.30億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.40億円	6,847	13.15億円	6,866	13.56億円	19	+0.41億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	24,814	27.51億円	26,320	24.77億円	1,506	-2.74億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	95,286	124.85億円	91,447	128.26億円	-3,839	+3.41億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	2,213	3.90億円	9,649	2.96億円	7,436	-0.94億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	135,036	177.93億円	140,351	178.41億円	5,315	+0.48億円

71

国による障害者就労施設等からの調達実績 (平成30年度)

(令和元年10月24日現在)
※8月28日公表済み

府省庁名	(参考) 平成29年度						平成30年度						(参考) 前年度比較						(参考) 平成30年度の目標内容*1
	物品		役務		合計		物品		役務		合計		物品		役務		合計		
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	
内閣府	11	148	35	6,803	46	6,951	5	48	29	10,574	34	10,622	▲6	▲98	▲6	3,771	▲12	3,673	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
内閣官庁・内閣法制局	10	287	10	916	20	1,204	11	296	9	633	20	929	1	9	▲1	▲283	0	▲275	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
人事院	22	1,053	0	0	22	1,053	27	2,241	22	3,523	49	5,764	5	1,188	22	3,523	27	4,711	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
宮内庁	20	1,550	25	1,334	45	2,884	10	1,303	37	7,023	47	8,326	▲10	▲247	12	5,689	2	5,442	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
公正取引委員会	7	155	16	1,273	23	1,428	2	565	13	734	15	1,399	▲5	510	▲3	▲539	▲8	▲29	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
警察庁	62	2,724	14	7,121	76	9,845	68	2,654	11	6,079	79	8,744	6	▲60	▲3	▲1,042	3	▲1,102	前年度の実績額を上回る ※物品及び役務の種別毎に前年度の合計件数又は合計金額 ※物品及び役務の種別毎に前年度の合計金額
金融庁	14	1,474	1	28	15	1,502	15	1,817	1	58	16	1,875	1	343	0	30	1	373	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
消費者庁	0	0	2	422	2	422	0	0	7	635	7	635	0	5	213	5	213	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る	
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	2	208	2	208	0	0	2	208	2	208	前年度の実績額を上回る ※物品及び役務の種別毎に前年度の合計件数又は合計金額
復興庁	0	0	2	81	2	81	0	0	5	321	5	321	0	0	3	240	3	240	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
総務省	34	2,599	40	24,085	74	26,683	41	2,379	30	15,560	71	17,939	7	▲219	▲10	▲8,525	▲3	▲8,744	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
法務省	168	16,151	116	11,603	284	27,754	177	29,919	110	12,797	287	42,716	9	13,768	▲6	1,193	3	14,962	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
外務省	3	1,934	7	1,851	10	3,785	2	43	4	950	6	994	▲1	▲1,891	▲3	▲901	▲4	▲2,792	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
財務省	140	25,211	202	43,468	342	68,679	163	19,228	205	44,117	368	63,345	23	▲5,984	3	690	26	▲5,334	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る 好事業等在籍内定にて即座に離職する ※物品及び役務の種別毎に前年度の合計件数又は合計金額
文部科学省	35	79,772	25	10,810	60	90,582	24	76,069	26	9,217	50	85,286	▲11	▲3,703	1	▲1,393	▲10	▲5,097	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
厚生労働省	2,339	109,027	1,024	256,251	3,363	365,278	2,406	121,089	1,007	271,242	3,413	392,330	67	12,062	▲17	14,991	50	27,052	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
農林水産省	18	3,340	93	15,626	111	18,967	25	3,186	126	11,957	151	15,143	7	▲154	33	▲3,670	40	▲3,824	※物品及び役務の種別毎に前年度の合計件数又は合計金額
経済産業省	32	5,891	87	10,098	119	15,789	30	4,510	92	10,008	122	14,600	▲2	▲1,180	5	▲	3	▲1,180	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
国土交通省	433	45,211	324	41,709	757	86,920	461	47,703	382	55,600	843	103,302	28	2,492	58	13,891	86	16,383	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
環境省	43	3,453	23	4,555	72	8,018	49	2,348	22	3,445	71	5,793	6	▲1,103	▲7	▲1,123	▲1	▲2,222	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
防衛省	281	28,937	92	33,643	373	62,580	240	30,296	120	42,183	360	72,476	▲41	1,359	28	8,540	▲13	9,890	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
会計検査院	8	496	0	0	8	496	9	342	1	35	10	377	1	▲155	1	35	2	▲120	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
衆議院	7	227	5	1,218	12	1,445	7	1,020	5	1,413	12	2,434	0	793	0	195	0	989	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
参議院	2	333	10	736	12	1,069	0	0	3	282	3	282	▲2	▲333	▲7	▲454	▲9	▲787	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
国立国会図書館	7	741	9	49,919	16	50,660	8	1,500	10	26,323	18	27,824	1	759	1	▲23,595	2	▲22,836	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
最高裁判所	1	3	11	1,733	12	1,736	1	3	9	1,509	10	1,562	0	0	▲2	▲174	▲2	▲174	物認及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る
合計	3,697	330,513	3,179	525,098	5,876	855,610	3,781	348,670	2,288	536,558	6,069	885,239	84	18,158	109	11,471	193	23,628	

※1 障害者優先調達推進法第6条に基づき、各府省庁は、毎年度作成する調達方針において、障害者就労施設等からの物品等の調達の目標を定めることになっている。また、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年4月26日厚労省第156号)において、調達方針の目標設定に当たっては、各府省庁が、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進されるよう設定するものとしている。

※2 四捨五入の関係で合計や前年度比の契約額が合わないところがある。

72

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

（単位：千円）

	（参考）平成29年度		平成30年度		（参考）前年度比較			（参考）平成29年度		平成30年度		（参考）前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	606	140,834	697	116,176	91	▲24,657							
青森県	206	48,113	209	47,005	3	▲1,109							
岩手県	283	15,887	352	21,901	69	6,014							
宮城県	463	18,888	411	17,632	▲52	▲1,256							
秋田県	18	11,809	24	9,511	6	▲2,298							
山形県	495	17,951	511	20,902	16	2,951							
福島県	170	29,983	183	27,633	13	▲2,350							
茨城県	460	21,616	448	24,134	▲12	2,518							
栃木県	487	26,445	439	19,204	▲48	▲7,241							
群馬県	1,410	41,366	1,384	37,762	▲26	▲3,604							
埼玉県	646	99,385	604	96,519	▲42	▲2,867							
千葉県	272	20,944	195	14,884	▲77	▲6,061							
東京都	1,120	906,574	1,114	522,228	▲6	▲384,346							
神奈川県	526	77,713	1,059	87,356	533	9,643							
新潟県	1,287	49,472	1,100	42,193	▲187	▲7,278							
富山県	937	8,350	1,007	11,600	70	3,250							
石川県	158	11,484	147	11,588	▲11	103							
福井県	305	31,955	259	28,280	▲46	▲3,675							
山梨県	143	12,395	157	16,378	14	3,983							
長野県	563	31,769	591	35,671	28	3,902							
岐阜県	310	31,953	347	38,568	37	6,614							
静岡県	528	53,944	770	63,534	242	9,590							
愛知県	237	11,786	230	13,109	▲7	1,324							
三重県	477	29,115	426	34,584	▲51	5,470							
滋賀県	547	27,217	554	31,989	7	4,772							
京都府	174	47,739	170	52,910	▲4	5,171							
大阪府	631	170,606	729	172,245	98	1,639							
兵庫県	656	39,706	696	41,428	40	1,722							
奈良県	118	22,876	127	26,577	9	3,700							
和歌山県	91	29,769	113	35,327	22	5,559							
鳥取県	1,106	23,802	800	18,216	▲306	▲5,587							
島根県	500	31,989	613	37,339	113	5,350							
岡山県	347	18,731	324	20,127	▲23	1,397							
広島県	1,132	32,857	1,127	42,623	▲5	9,766							
山口県	195	16,235	214	20,884	19	4,650							
徳島県	538	49,724	671	63,123	133	13,399							
香川県	252	8,447	250	10,802	▲2	2,356							
愛媛県	116	14,823	270	24,817	154	9,993							
高知県	1,395	39,058	1,233	35,242	▲162	▲3,816							
福岡県	714	119,358	1,026	141,677	312	22,319							
佐賀県	811	44,087	1,047	40,680	236	▲3,408							
長崎県	169	17,463	152	27,864	▲17	10,402							
熊本県	235	24,955	298	32,598	63	7,643							
大分県	456	47,057	528	66,872	72	19,814							
宮崎県	127	105,567	106	102,745	▲21	▲2,822							
鹿児島県	2,293	14,863	2,535	22,038	242	7,175							
沖縄県	104	54,792	73	50,643	▲31	▲4,149							
合計	24,814	2,751,452	26,320	2,477,118	1,506	▲274,334							

（令和元年10月24日現在）

73

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

（単位：千円）

	（参考）平成29年度		平成30年度		（参考）前年度比較			（参考）平成29年度		平成30年度		（参考）前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	10,684	1,041,441	11,553	1,095,595	869	54,154							
青森県	940	113,479	944	124,686	4	11,207							
岩手県	1,084	61,475	1,113	64,342	29	2,867							
宮城県	5,693	133,535	5,754	145,663	61	12,128							
秋田県	497	53,437	332	64,381	▲165	10,944							
山形県	1,195	52,124	1,245	50,389	50	▲1,735							
福島県	952	48,269	5,136	64,297	4,184	16,028							
茨城県	442	95,452	412	96,211	▲30	759							
栃木県	672	59,296	838	62,563	166	3,267							
群馬県	1,371	178,101	1,519	177,811	148	▲290							
埼玉県	1,007	468,021	1,180	482,823	173	14,802							
千葉県	872	132,925	1,158	134,013	286	1,088							
東京都	6,160	2,540,328	6,832	2,665,222	672	124,894							
神奈川県	1,863	349,821	1,839	393,338	▲24	43,517							
新潟県	2,524	306,640	3,091	328,294	567	21,654							
富山県	275	46,093	341	56,411	66	10,318							
石川県	677	73,892	599	82,641	▲78	8,749							
福井県	678	130,714	553	138,721	▲125	8,007							
山梨県	424	24,360	531	27,267	107	2,907							
長野県	11,041	112,320	3,550	122,509	▲7,491	10,189							
岐阜県	2,153	119,750	1,327	126,100	▲826	6,349							
静岡県	9,372	236,751	2,132	240,799	▲7,240	4,048							
愛知県	8,071	911,498	9,375	930,783	1,304	19,285							
三重県	540	57,694	637	68,349	97	10,655							
滋賀県	640	82,187	619	85,982	▲21	3,795							
京都府	1,104	409,169	1,301	418,281	197	9,112							
大阪府	2,651	708,039	2,770	722,924	119	14,886							
兵庫県	1,772	1,092,959	1,457	933,040	▲315	▲159,919							
奈良県	478	57,391	390	60,700	▲88	3,309							
和歌山県	522	120,843	832	114,476	310	▲6,367							
鳥取県	847	81,880	813	85,500	▲34	3,620							
島根県	763	78,490	1,283	83,084	520	4,594							
岡山県	1,854	149,107	1,877	153,095	23	3,988							
広島県	627	212,545	676	220,883	49	8,338							
山口県	760	156,216	779	170,738	19	14,522							
徳島県	632	36,932	667	40,909	35	3,977							
香川県	879	67,190	985	54,058	106	▲13,132							
愛媛県	587	56,616	553	56,186	▲34	▲431							
高知県	779	110,133	808	113,997	29	3,863							
福岡県	2,439	644,886	8,377	673,769	5,938	28,883							
佐賀県	413	85,161	488	92,003	75	6,842							
長崎県	4,543	192,406	837	225,319	▲3,706	32,913							
熊本県	1,356	178,414	1,319	112,083	▲37	▲66,331							
大分県	748	207,252	747	210,588	▲1	3,336							
宮崎県	370	51,101	370	54,408	0	3,308							
鹿児島県	593	122,922	351	153,560	▲242	30,638							
沖縄県	742	235,709	1,157	247,482	415	11,773							
合計	95,286	12,484,966	91,447	12,826,274	▲3,839	341,308							

（令和元年10月24日現在）

74

障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例、障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
- 30年度からは、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、次の取組を実施
 - 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表 ※国、都道府県の調達実績額は26年度（25年度分）から実施済
 - 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表
 - 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表
 - 都道府県が把握している、対象となる全国の共同受注窓口一覧の公表
 - 各機関において創意・工夫等している取組事例の公表
 - ※ 平成31年3、4月、各府省庁及び都道府県・政令市・中核市に対して、取組事例の提供に併せ、更なる取組推進を改めて依頼する通知を发出
- **新規** 今年度は新たに各府省と障害者就労施設等を「橋渡し」する取組（「障害者優先調達情報交換会」）を実施（令和元年10月28日（於：厚生労働省講堂））【別紙（次頁）】

【参考1】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に関する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に関する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。

・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

【参考2】 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（抄）

（平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

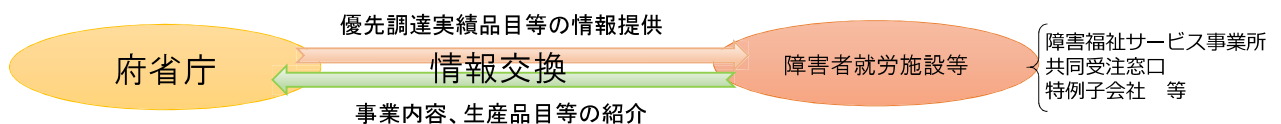
1. 障害者の採用・定着支援等について

(7) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に関する取組の推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

75

障害者優先調達情報交換会の開催（令和元年10月28日）

- 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、初めての取組として、各府省庁と障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、**府省庁の調達担当者**と**障害者就労施設等の担当者**を集めた**情報交換会**を開催



第1部 障害者優先調達推進法の趣旨等の説明（厚生労働省）

第2部 各府省庁会計担当者と障害者就労施設等担当者の優先調達に向けた情報交換

（各府省庁）

23府省庁72名

（各障害者就労施設等）

84名 **合計156名 参加**



情報交換の様子（於：厚生労働省講堂）

【参加者の声】

- ・ 共同受注窓口相談すれば、これまで発注できないと思っていた業務も発注できる見込みがあるとわかり、参考になりました【府省庁】
- ・ 実際に障害者事業所の方と話ことができ、幅広く対応できる業務が分かり次回見積もりを依頼しようと思った【府省庁】
- ・ 印刷関係の受注が多いということを知り、参考になった【障害者就労施設等】
- ・ 地域別に開催してもらえると大変嬉しく思います。次回もこのような機会を設けていただけるとありがたいです【障害者就労施設等】

情報交換会後の各省庁の取組みの声

- ・ 情報交換会を契機に優先調達への機運が高まり、ゴム印類の発注について新たな優先調達先との取引を開始することができた。
- ・ 情報交換会をきっかけに1事業所3件の契約に至った。内容としては、印刷。
- ・ 情報交換会に参加し、情報交換した2事業所と4件の契約に至った。内容としては、印刷や草刈り等。
- ・ 印刷の案件でマッチング会で名刺交換した共同受注窓口をとおして見積り合わせしている案件がある。

76

農福連携等推進会議

- 農福連携について、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置。
- 会議は、議長を官房長官、副議長を厚生労働大臣及び農林水産大臣とし、現場で活躍されている有識者等も参画。

議長	内閣官房長官	有識者	且田 久美 株式会社九神ファームめむろ 取締役 (エフピコダックス株式会社 障がい者雇用責任者)
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣	小池 邦子 社会福祉法人花工房福祉会 理事長	
構成員	内閣官房副長官(衆) 内閣官房副長官(参) 内閣官房副長官(事務) 内閣官房副長官補(内政担当) 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省大臣官房総括審議官 農林水産省農村振興局長	佐藤 康博 日本経済団体連合会 農業活性化委員長 城島 茂 TOKIO 新免 修 山城就労支援事業所さんさん山城 施設長 鈴木 厚志/緑 京丸園株式会社 代表取締役/総務取締役 鈴木 英敬 農福連携全国都道府県ネットワーク 会長 中村 邦子 社会福祉法人白鳩会 常務理事 中家 徹 全国農業協同組合中央会 会長 皆川 芳嗣 一般社団法人日本農福連携協会 会長 村木 厚子 津田塾大学 客員教授	

開催スケジュール等

- 会議開催
- ・ 4 / 25 第 1 回開催
 - ・ 6 / 4 第 2 回開催



6月4日 農福連携の更なる推進に向けた方策を総合的にまとめた「**農福連携等推進ビジョン**」を決定

農福連携の更なる取組と広がりへの支援

第1回会議(H31.4.25)
厚労省説明資料

- 農福連携を**全国的に展開**していくことが重要。
- 農福連携が浸透するにつれ、取組は多彩に。「障害者の活躍の場の拡大」や「農作業がもたらす高い効果の波及」の観点から、**農福それぞれの広がり**を支援していくことが必要。
- **農福連携**をキーワードに、**地域共生社会の実現**を目指す。

農福連携の広がり

林業や水産業などへの広がり

- 農業に加え、林業や水産業での取組を始める障害者就労施設も
- ▶ 地域に根付いた産業が障害者の活躍の場に



農福連携の全国的な機運の醸成



地域づくりの取組への広がり

- 自治体と連携協定を締結し、農福連携に取り組む企業も
- ▶ 農福連携が地域共生社会のキーワードに



農福連携の広がり

生活困窮者などの就労訓練や認知症のある高齢者の支援への広がり

- 生活困窮者や高齢者の支援においても農作業を取り入れる事業所も
- ▶ 農福連携による効果が他分野にも波及

